

新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について

このたび、国の制度改正に伴い、平成30年4月以降に小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む）に入学されるお子様のいる要保護世帯の保護者の方に対して、学校に入学される前に、入学に際して必要な学用品費等の購入に対して補助金の支給ができるようになりました。

記

1. 補助を受けることができる方

経済的な理由により、就学困難と認められるお子様のいる保護者

※現在、生活保護を受給している方については、対象とはなりません。

2. 補助の対象となる学用品費等

ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等

なお、くわしい内容については各市町村の教育委員会にお問い合わせください。